

正 誤 表

『建築物の防火避難規定の解説 2012』の内容に一部誤りがありました。

お詫びして訂正いたします。

ご面倒でも、下記の下線部をご訂正いただいた上、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

なお、①については平成 24 年 8 月 20 日第 7 版（2012）第 3 刷以降、②については、平成 25 年 1 月 10 日第 7 版（2012）第 4 刷発行以降、訂正して発行しています。

記

	位置	正	誤
①	p. 20 解説 2 行目	図の①は、	図の (日) は、
	p. 31 表中 二号	各階の床面積の合計 \leq	各階の床面積 \leq
	p. 57 図の表題	屋外避難階段に接近した A、B、C の開口部の <u>扱い</u>	屋外避難階段に接近した A、B、C の開口部の <u>扱</u>
②	p. 21 [参考] 耐火建築物 (1)	<u>認定仕様</u> (大臣認定)	<u>認定耐火構造</u> (大臣認定)
	p. 31 タイトル部分	法第 2 条第九号の <u>二</u> ロ	法第 2 条第九の <u>二</u> 号ロ
	p. 40 参考	平成 24 年 8 月 30 日国住指第 1959 号、1961 号	
	p. 51 解説 5 行目	は避けなければならないが、 <u>開放廊下の端部に屋外階段が設けられた場合などで、避難上支障がない場合についてはこの限りでない</u> 。なお、例 3) 図に掲げる事例のように、兼用する部分が法で定める階段幅と廊下幅以上の寸法が確保されている場合は「兼用」とは見なされない。	は避けなければならないが、例 3) 図に掲げる事例のように、兼用する部分が法で定める階段幅と廊下幅以上の寸法が確保されている場合は「兼用」とは見なされない。ただし、 <u>開放廊下の端部に屋外階段が設けられた場合などで、避難上支障がない場合についてはこの限りでない</u> 。
	p. 76 ④ 1 行目	(例: <u>準不燃材料</u> で造り、又は覆われたもの)	(<u>準不燃材料</u> で造り、又は覆われたもの)
	p. 122 1 行目、6 行目	令第 112 条第 1 項 <u>第一</u> 号	令第 112 条第 1 項 <u>第一</u> 号各号
	p. 136 5 行目	についてははめごろし戸、 <u>常時閉鎖、煙感・熱感等の閉鎖方法</u> が免除されているが	については両面 20 分の防火設備の <u>設置</u> が免除されているが
	p. 158 解説 2 行目	ポリ <u>カーボネート</u> 板	ポリ <u>カーボート</u> 板
	p. 205 5 行目	確認検査 <u>機関</u>	確認検査 <u>期間</u>